

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、本市の区域内において障害児（者）社会福祉施設の整備を行う社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において当該施設の整備に要する費用の一部を補助し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

（補助対象事業）

第2条 この要綱による大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金（次条、第4条、第9条、第16条及び附則第1項及び第2項において「補助金」という。）の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業であって、本市が国から当該各号に規定する国の要綱による補助金又は交付金（同項において「国庫補助金等」という。）の交付を受けるものとする。

- (1) 障害者社会福祉施設を設置する社会福祉法人等が社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第100503号）第2第3項第2号から同項第4号までに規定する整備を行う事業
- (2) 障害者社会福祉施設を設置する社会福祉法人等が社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（東日本大震災復興特別会計）交付要綱（平成24年5月17日付け厚生労働省発社援0517第12号）第2第3項に規定する整備を行う事業
- (3) 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（令和5年8月22日付けこ成事第370号）第4項第2号に規定する障害児施設等（同号の障害児入所施設に該当する施設を除く。）を設置する社会福祉法人等が同要綱第5項に規定する施設整備を行う事業

（補助金額等）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（交付申請書）

第4条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）

第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 施設整備申請額算出内訳書（別紙1又は別紙2）
- (2) 事業計画書（別紙3、別紙4又は別紙5）
- (3) 収支予算書

3 社会福祉法人が補助金の申請を行うときは、前項に掲げる書類のほか、大津市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（平成20年条例第52号）第2条第

1号、第3号及び第4号に掲げる書類を添付しなければならない。

(決定通知書)

第5条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市民間障害児(者)社会福祉施設整備費補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市民間障害児(者)社会福祉施設整備費補助金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第6条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市民間障害児(者)社会福祉施設整備費補助金交付決定取消通知書(様式第4号)又は大津市民間障害児(者)社会福祉施設整備費補助金交付決定変更通知書(様式第5号)により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第7条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市民間障害児(者)社会福祉施設整備費補助事業変更承認申請書(様式第6号)又は大津市民間障害児(者)社会福祉施設整備費補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)とする。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 施設整備申請額算出内訳書(別紙1又は別紙2)

(2) 事業計画書(別紙3、別紙4又は別紙5)

(3) 変更収支予算書

(承認通知書等)

第8条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市民間障害児(者)社会福祉施設整備費補助事業変更承認決定通知書(様式第8号)若しくは大津市民間障害児(者)社会福祉施設整備費補助事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第9号)又は大津市民間障害児(者)社会福祉施設整備費補助事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第10号)若しくは大津市民間障害児(者)社会福祉施設整備費補助事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(状況報告)

第9条 第5条第1項に基づく補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、請負工事契約(入札)を実施しようとするときは、契約方法及び入札参加業者事前報告書(様式第12号)を入札実施の通知日の1週間前までに市長に提出しなければならない。

2 補助事業者が請負工事契約を締結したときは、契約内容(入札結果)報告書(様式第12号の2)を契約締結後1週間以内に市長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、工事に着手した日から2週間以内に工事着工報告書及び工事進捗状況報告書(様式第12号の3)を提出するとともに、各月末現在の工事進捗状況につ

いて同報告書を翌月 15 日までに市長に提出しなければならない。

（実績報告書）

第 10 条 規則第 14 条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業実績報告書（様式第 13 号）とし、事業完了後 1 か月以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに 2 部提出するものとする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 施設整備精算額算出内訳書（別紙 6 又は別紙 7）
- (2) 事業実績報告書（別紙 8 又は別紙 9）
- (3) 収支決算書
- (4) 領収書等（明細を記したものを含む。）の写し

（確定通知書）

第 11 条 規則第 15 条の規定による通知は、大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金確定通知書（様式第 14 号）により行うものとする。

（交付請求書）

第 12 条 規則第 18 条第 1 項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金交付請求書（様式第 15 号）とする。

（一括又は分割による交付請求書）

第 13 条 規則第 18 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金交付請求書（様式第 16 号）とする。

2 前項の交付請求書には、一括（分割）交付請求額算出内訳書を添付しなければならない。

（取消通知書）

第 14 条 規則第 19 条第 4 項の規定による通知は、大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金交付決定取消通知書（様式第 17 号）により行うものとする。

（返還通知書）

第 15 条 規則第 20 条第 1 項の規定による返還の命令は、大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金返還通知書（様式第 18 号）により行うものとする。

（帳簿の備付け）

第 16 条 補助事業者は、当該補助事業完了後 5 年間、当該補助事業に係る工事関係書類、備品関係書類、金銭出納簿等を備付け、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 8 月 3 日から施行し、平成 21 年度の補助金から適用する。
- 2 次の各号に掲げる国庫補助等の交付措置が終了するに至ったときは、当該各号に定める事業に対する補助金の交付措置は終了するものとする。
 - (1) 社会福祉施設等整備費国庫補助金 第 2 条第 1 号に定める事業
 - (2) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金(東日本大震災復興特別会計)第 2 条第 2 号に定める事業
 - (3) 次世代育成支援対策施設整備交付金 第 2 条第 3 号に定める事業

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助金の額
施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。ただし、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる購入費等を含む。	補助事業に要した総事業費から当該事業に係る収入額を控除した額と左欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額に3／4を乗じた額。ただし、整備内容に応じ、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱別表1－2若しくは別表1－6、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（東日本大震災復興特別会計）交付要綱別表1若しくは別表3又は次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱別表1－2、別表1－3若しくは別表3に規定する算定基準に基づき算定された1施設当たり基準額を限度とする。

様式第 1 号（第 4 条関係）

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

法人名

代表者

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
補助事業の目的及び内容	
補 助 事 業 の 経 費 所 要 額	円
交 付 申 請 金 額	円
補助事業の着手予定年月日 及 び 完 了 予 定 年 月 日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添 付 書 類	1 施設整備申請額算出内訳書 2 事業計画書 3 収支予算書

様式第 2 号（第 5 条関係）

（表）

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 1 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	裏面のとおり

(裏)

交付条件

- (1) この補助金は、申請による使途以外の用途に使用してはならない。
- (2) この補助金に係る実績報告書を 年 月 日までに提出すること。
- (3) この補助金の使途については、大津市監査委員の監査を受けることがある。
- (4) 次に掲げる補助事業等の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けなければならない。補助事業等を中止し、若しくは廃止する場合又は補助事業等の経費の配分の変更（軽微な変更を除く。ただし、区分間の経費の配分の変更は、不可とする。）をする場合においても同様とする。
 - ア 建物の規模、構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - イ 建物等の用途
 - ウ 入所定員又は利用定員
- (5) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定に定められた期間を経過するまで、市長の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し又は担保に供してはならない。
- (7) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (8) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について、証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (10) 上記に違反した場合は、補助金の一部又は全部の返還を命じることがある。

様式第3号（第5条関係）

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付で申請のあった大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第4号（第6条関係）

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消し後の交付決定金額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第 5 号（第 6 条関係）

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
決 定 内 容 又 は こ れ に 付 した条件を変更する内容	
変 更 し た 理 由	

様式第 6 号（第 7 条関係）

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

法人名

代表者

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第 13 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	1 施設整備申請額算出内訳書 2 事業計画書 3 変更収支予算書

様式第7号（第7条関係）

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

法人名

代表者

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
中 止（廃 止）する理由	
中 止（廃 止）の年月日	年 月 日

様式第 8 号（第 8 条関係）

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市民間
障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業の変更について、次のとおり承認したので
大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
承 認 し た 変 更 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第 9 号（第 8 条関係）

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
中 止 （ 廃 止 ） 承 認 決 定 通 知 書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市民間
障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認
したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第 1 0 号（第 8 条関係）

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
変 更 承 認 申 請 棄 却 （ 却 下 ） 決 定 通 知 書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市民
間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業の変更について、次のとおり承認しない
ことと決定したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知しま
す。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
補助事業の変更の内容	
承認しないことと 決定した理由	

様式第 1 1 号（第 8 条関係）

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市民間
障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認
しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通
知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
承認しないことと 決定した理由	

様式第 1 2 号（第 9 条関係）

契約方法及び入札参加業者事前報告書

法 人 名		施 設 名	
契 約 方 法	1 一般競争入札	契 約 方 法 が 2・3 の 場 合	1 当該契約方法選択の理由
	2 指名競争入札 (者)		2 業者選定の基準
3 随 意 (契 約 者)			
	「複数業者の見積書合わせは、随意契約とすること」		

1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

- ※ 契約方法、入札参加業者等の決定経過を記載した理事会等議事録（写し）を添付すること。
- ※ 様式内に記入できない場合は、別紙（様式任意）に記載すること。
- ※ 最低制限価格を設ける場合は、その理由書を添付すること。

様式第12号の2（第9条関係）

契約内容(入札結果)報告書

[illegible]

施設建設工事に係る入札結果

法人名						
工事名						
契約方法		一般競争入札 ・ 指名競争入札 ・ 随意契約				
入札日			入札実施場所			
落札業者名						
契約予定日			着工予定日			
N0	業者名	1回目	2回目	3回目		結果
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
工事概要 (入札結果は税抜き) (例) 鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積 560.59㎡						

施設建設工事に係る入札結果（公表用）

法人名							
工事名							
契約方法		一般競争入札 ・ 指名競争入札 ・ 随意契約					
入札日				入札実施場所			
落札業者名							
契約予定日				着工予定日			
N0	業 者 名	1 回 目	2 回 目	3 回 目		結 果	
1	〇〇〇建設（株）	参加	辞退				
2	（株）△△△工務店	参加	参加				
3	（株）×××組	参加	参加				
4	・	・	・				
5	・	・	・			落札	
6	・	・	・				
7	・	・	・				
8	・	・	・				
9	・	・	・				
10	・	・	・				
11							
12							
13							
14							
15							
工事概要							
落札額 円（税抜き）							

様式第 1 2 号の 3 （第 9 条関係）

工事着工報告書及び工事進捗状況報告書（ 年 月末現在）

法 人 名		工 事 名	
施設の種類		施設の名称	
契約方法	一般競争入札 ・ 指名競争入札 ・ 随意契約		
施工業者名			
契約年月日	年 月 日		
工事期間	（着工） 年 月 日 ～ （完成） 年 月 日		

月		月	月	月	月	月	月	月	月	月
工事費目		%	%	%	%	%	%	%	%	%
出 来 高	建築主体工事									
	電気設備工事									
	機械設備工事									
	外構工事									
	〇〇工事									
	共通仮設費									
	諸経費									
	計									

工程表上の当該月末予定出来高		%	進 捗 状 況	±	日
工 事 概 要	（工程表より現在の工事進捗状況が遅延している場合はその理由及び今後の進捗計画も併せて記入のこと。）				

※ 工事項目欄は、実際の契約内容に準じて記入のこと。

※ 工事概要欄は、完了済の工事及び進行中の工事の概要を記入のこと。

※ 添付書類として、細部工程表（翌月 1 か月分）、工事出来形写真（カラーサービスサイズを A 4 用紙に貼付を併せて提出のこと。

様式第 1 3 号（第 1 0 条関係）

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地
法人名
代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第 1 4 条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
補 助 事 業 の 着 手 年 月 日 及 び 完 了 年 月 日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 （ 補 助 対 象 金 額 ）	円
添 付 書 類	1 施設整備精算額算出内訳書 2 事業実績報告書 3 収支決算書 4 領収書等（明細を記したものを含む。）の写し

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市民
間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業について、次のとおり大津市民間障害児
（者）社会福祉施設整備費補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第 1 5
条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 （ 補 助 対 象 金 額 ）	円
交 付 確 定 金 額	円

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）
大津市長

申請者 所在地
法人名
代表者



年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金について、大津市補助金等交付規則第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度		年度
補 助 事 業 の 名 称		大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
交 付 確 定 金 額		円
交 付 請 求 金 額		円
金 振 融 込 機 関 先	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号	普通・当座
	口 座 名 義	

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

法人名

代表者



年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金について、大津市補助金等交付規則第 1 8 条第 2 項の規定により次のとおり事前交付請求します。

補 助 年 度		年度
補 助 事 業 の 名 称		大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
交 付 決 定 金 額		円
補 助 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由		
補 助 金 の 既 交 付 金 額		円
交 付 請 求 金 額		円
金 振 融 機 関 先	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号	普通・当座
	口 座 名 義	
添 付 書 類		一括（分割）交付請求額算出内訳書

様式第 17 号（第 14 条関係）

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 19 条第 4 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額	円
取 消 金 額	円
取消し後の交付決定(確定)金額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第 1 8 号（第 1 5 条関係）

大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金について、大津市補助金等交付規則第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 日	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日まで
交 付 確 定 金 額	円

（注） 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第 1 9 条第 1 項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期日までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。